

ドーピング基礎知識

薬だけではない「11」のドーピング違反

ドーピングとは、禁止されている薬を体内に取り入れ、身体能力を上昇させ勝利を勝ち取る、ずるい行為だと理解してませんか？

たしかに、それもドーピング規則違反ですが、世界アンチドーピング機構(WADA)は禁止物質(含む、薬物)を含め11種類の行為について規則違反を定めています。

今号では、11の規則違反を紹介します。

また、()は違反が確定した場合の制裁期間を書いておきました。なお、制裁期間中は、成績はく奪、全ての競技会出場禁止以外に、チーム合同の練習等すべてに関わることを禁止されます。

1. 採取した尿や血液に禁止物質が存在すること (制裁4年)

ドーピング検査で採取された尿や血液から、禁止物質が検出される。



2. 禁止物質・禁止方法の使用または使用^{くわだ}を企^{くわだ}てること (制裁4年)

禁止物質・禁止方法の使用を企てたり、実際に使用すること



3. ドーピング検査を避ける、拒否、実行しないこと (制裁4年)

ドーピング検査の回避、拒否、不履行すること。



4. 居場所情報関連の義務を果たさないこと (制裁2年)

RTPに登録されたアスリートが、居場所情報の提出や更新の義務を果たさなかった場合の「提出義務違反」及び「検査未了」を12ヶ月の間に3回累積する。

RTP: Registered Testing Pool (登録検査対象者リスト)



5. ドーピング・コントロールのいかなる過程において不正干渉^{くわだ}することまたは不正干渉^{くわだ}を企^{くわだ}てること。(制裁4年)

ドーピング・コントロールに関わるどの側面であったとしても、意図的に妨害・介入すること(不正干渉^{くわだ})。



6. 正当な理由なく禁止物質・禁止方法を持っていること (制裁4年)

治療のための使用等の正当な理由を証明できない場合、禁止物質・禁止方法を保有すること。



7. 禁止物質・禁止方法を不正に取引し、入手しようとする^{くわだ}こと (制裁4年)

アスリートやサポートスタッフが禁止物質・禁止方法を販売すること、与えること、輸送、送付、配送すること、またはそれを企てること。



8. アスリートに対して禁止物質・禁止方法^{くわだ}を使用または使用^{くわだ}を企^{くわだ}てること (制裁4年)

アスリートに対して、禁止物質・禁止方法の提供、供給、管理すること、勧めること、又は使用や使用の企てに参加すること。



9. アンチ・ドーピング規則違反を手伝い、促し、共謀し、関与する、または関与を企てること (制裁2年)

アスリートやサポートスタッフが、禁止物質・禁止方法の使用を支援したり、企^{たくら}んだり、企^{たくら}みを助けること。



10. アンチ・ドーピング規則違反に関与していた人とスポーツの場で関係を持つこと (制裁2年)

特定の対象者を自身のコーチやトレーナーにする等、トレーニング上のサポートを受けたり、サービス(戦術、栄養、治療等)を受けたり・求めたり、スポーツの場で関わること。



11. ドーピングに関する通報を阻止したり、通報者に対して報復すること (制裁2年)

ドーピング行為を通報・情報提供する人を阻止、妨害、脅したり、通報を理由に通報者が不利益になるようなことを行うこと。



以上のように、尿検査で禁止物質が検出されることだけがドーピングでなく、持っている^{わるだく}、悪巧みすることも、妨害することも、逃げて、脅す行為も規則違反です。

アスリートは常にクリーンであることが求められます。品行方正。厳格責任。そして、『自己責任』が求められます。それから、規則違反はサポートスタッフにも適用される項目もあります。お忘れなく。

スポーツファーマシスト 川村 仁

(青森大学薬学部)

引用資料: JADA: クリーンアスリートガイド